

入院時の食事療養標準負担額及び 生活療養標準負担額について

厚生労働省による令和 7 年 4 月 1 日からの入院時食事療養費及び生活療養費に関する改正に伴い、本人負担額が下記の通りとなります。

【 食事療養標準負担額：1食につき 】

所得区分		令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
70 歳未満	70 歳以上		
一般	現役並み 一般	490 円	510 円（プラス 20 円）
区分オ	区分Ⅱ	230 円	240 円（プラス 10 円）
-	区分Ⅰ	110 円	110 円（変更なし）

【 生活療養標準負担額：食費 1 食につき、居住費 1 日につき 】

所得区分		令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
課税世帯	食費	490 円	510 円（プラス 20 円）
	居住費	370 円	370 円（変更なし）
区分Ⅱ	食費	230 円	240 円（プラス 10 円）
	居住費	370 円	370 円（変更なし）
区分Ⅰ	食費	140 円	140 円（変更なし）
	居住費	370 円	370 円（変更なし）

ご不明な点は 1F 医事課にてお尋ねください。

2025 年 4 月